

都立青梅総合高等学校 学校危機管理計画

I 自然災害（震災編）

1 学校危機管理計画の基本方針

- （1）生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。

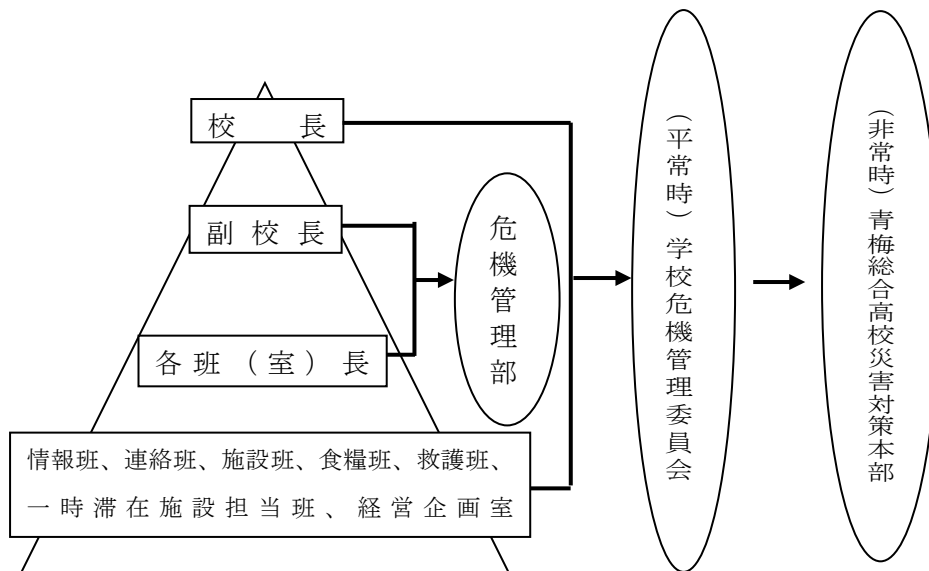
大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、生徒や都民を守る。

- （2）震災対策を全ての災害対策の基本とする。震災対策を柔軟に応用して、他の災害に対処する。

- （3）災害発生時の初動体制の要となる①教職員の参集及び②情報連絡体制について具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより初動体制の強化を図る。

2 事前対策（予防を含む。）

- （1）危機管理組織の設置と危機管理部の役割



「青梅総合高校災害対策本部」は災害時の指揮を執る。平常時は「学校危機管理委員会」として危機管理の指揮管理に当たる。

ア 学校危機管理委員会の構成と役割

*「学校危機管理委員会」…【災害時緊急連絡網】より◎の付く職員が担当

【構成】校長を委員長として副校長等の管理職、主幹教諭、養護教諭、総務部主任で構成する。委員長が必要と認めた時に招集する。

- 【役割】 (ア) 学校危機管理計画の作成
 (イ) 危機管理対策指針の決定
 (ウ) 避難所運営の支援計画の作成
 (エ) 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
 (オ) 地域緊急連絡員の招集、連絡等
 (カ) 防災市民組織との連絡調整

イ 危機管理部の役割

- (ア) 防火・防災管理者である副校長が責任者となり、「情報班」(教務部〔全・定〕)、「連絡班」(年次〔全・定〕)、「施設班」(生活指導部〔全・定〕)、「食糧班」(進路指導部・総合学科推進部)、「救護班」(保健部・農場部実習助手〔全・定〕)、「一時滞在施設担当班」(危機管理担当者)、「経営企画室」を置く。各班の班長が危機管理部の部員となる。

＊「危機管理部」…【災害時緊急連絡網】より○の付く職員が担当

- (イ) 生徒に対する防災教育及び防災訓練の計画作成と実施・指揮運営
 (ウ) 教職員の危機管理研修計画の作成と実施
 (エ) 防災物品等の管理点検、各教室等の防火責任者の指定、各種名簿・台帳の管理、施設設備の安全、火災予防等に関する計画の作成と実施
 (オ) 学校危機管理担当者を設置し、担当者は災害時にいち早く学校に駆けつけ情報の収集と緊急連絡に当たる。

＊「学校危機管理担当者」とは住宅地から勤務地までの距離が 5 km 以内の職員。

(2) 行動内容概要

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会	●学校災害対策本部設置訓練 ●校内外の情報迅速処理システムの確立とその定期点検 ●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 ●指示系統の整備と点検 ●校内・近隣火災への対応策定	●危機管理委員は経営企画室へ集合→学校災害対策本部設置 ●校内外状況の迅速把握態勢の設置 ●関係機関との情報授受及びその一元化処理 ●指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達	●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難態勢／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。） (ここまでの上記4点は同時進行) ●情報の一元化処理
危機管理部	●地震発生、火災（校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 ●連絡班等各班の総合調整	●学校災害対策本部の指示の確実・迅速な下達 ●情報の迅速収集と正確性の迅速判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）	●安全の見極めと遅滞ない避難の判断 ●初期消火活動の迅速行動 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

部 門	平 常 時	発 災 時 (地震時・火災時)
情報班 (教務部〔全定〕)	●発災時の生徒、職員の安否、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備	●安全確保の先頭に位置するので、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態の掌握、伝達に正確を期す。 ●非常持出品【出席簿・生徒カード】、搬出担当者【情報班】、搬出場所【職員室】に基づいて搬出活動を行う。

連 絡 班 (年次〔全・定〕)	●発災時の生徒の安否の把握	●校舎内に逃げ遅れた児童・生徒がいないか確認 ●関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集
施 設 班 (生活指導部〔全・定〕・ 総務部〔全〕)	●学校施設の安全確保を主たる任 務とする（消火器の設置・点検 など日常的な安全性確保とそのマニュアルの作成と記録簿の作成）。 ●初期消火活動体制の整備	●初期消火活動の迅速行動 ●「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視し、飛散・転倒等の応急措置を実施する。 ●地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請 ●危険排除及び危険区域の立入規制線設定
食 糧 班 (進路指導部〔全定〕・ 総合学科推進部〔全〕)	●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理 ●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し ●ろ水器の維持管理	●学校で保護する児童・生徒への食事の準備 ●避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、整理、管理、配給等） ●避難所等を開設した場合の食糧等の配布
救 護 班 (保健部〔全〕・農場部 〔実習助手〔全定〕〕)	●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 ●搬送資器材の整備 ●応急手当技法の習得 ●搬送先医療機関の特定と連携	●けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） ●迅速出動の態勢（連絡班等との連携） ●医療機関の被害程度の確認 ●避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）
一時滞在施設担当班 (学校危機管理担当者)	●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関 や防災市民組織との連携） ●帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） ●自家発電機の維持管理	●施設班・地域緊急連絡員と連絡を取り合い、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭で待機させる。 ●避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導する。 ●一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の設置 ●学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設置 ●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） ●災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等） ●災害情報・交通機関運行情報の収集・提供 ●一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等）
経 営 企 画 室	●重要書類の焼失、散逸防止と安 全持ち出しの方途策定、管理責任 ●校内設備の安全管理、危険防止 ●消防設備・施設の保守点検 ●上記のマニュアル作成、記録簿作成	●公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等を持ち出し、安全（水浸しや散逸防止）を図る。

（３）情報連絡体制

生徒の在校中、登下校時及び夜間・休日等の発災場面に応じた、生徒、保護者、教育委員会、西部学校経営支援センター支所、青梅市生活安全部 防災課 危機管理担当、青梅消防署 警防課 地域防災担当、東京都あきる野水道局 あきる野給水事務所 営業担当、医療機関及びライフライン事業者等との情報連絡体制を整備する。

（４）生徒の安否確認の方法

災害発生時における生徒の安否確認及び各家庭との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、ＳＮＳ、無線機など多様な手段を活用する。

○学校から生徒や保護者向けの情報発信手段について

- ア 災害用伝言ダイヤル（１７１） 「声の伝言板」
- イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」
- ウ 災害用ブロードバンド伝言板（web171）「インターネットの伝言板」
- エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- オ 校内に生徒が滞在しており、安全が確保されている場合、生徒を校内にて保護する場合などには、本校ホームページおよびツイッターを用いて生徒の安否情報を掲載する。

○生徒や保護者から学校に向けて情報発信手段について

- ア 電話
- イ ツイッター

（５）学校施設・設備の安全対策

発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、生徒の安全確保のほか、避難してくることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。災害時に緊急対応を効果的に行うため、日常から施設管理を行う。

ア 「学校施設・設備等の点検リスト」に基づく日常の点検について

学校施設・設備等の点検については、避難経路となっている施設を中心に、日頃から安全点検に努めるとともに「学校施設・設備等の点検リスト」（別紙１）により定期的の実施し、保安状況を把握する。

また、発災時に速やかに点検を行うため、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の配置図をあらかじめ作成し、職員室等に保管するとともに、容易に活用できるような場所に掲示する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」（別紙２）を職員室や経営企画室等に掲示する。

イ 災害時に使用する備品等の保管場所リスト及び点検について

学校災害対策本部の各班及び担当者は、食糧・毛布・ろ水器・非常用発電機等の災害用品等一覧表（別紙３）を作成して所定の場所に保管するとともに、避難訓練時等において定期的に点検し、その保管場所を誰でも分かるよう職員室等に掲示する。

（６）防災教育、避難訓練

防災教育は、生徒たちが災害時に適切に行動できる安全対応能力を身に付けられるよう、「まず、自らを守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材」を育てるため、生徒の発達の段階に応じて、学校安全計画全体計画（別紙４）及び年間指導計画（別紙５）を作成し、教科、特別活動等、学校教育全体を通して実施する。

避難訓練は、年間を通して教育課程に位置付けて計画的に実施する。具体的には、地域の実情に即し、登下校中や放課後など多様な場面や状況を想定するとともに、家庭や地域住民、関係機関との連携を密にして実施する。

（７）教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時における生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人一人の的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められ、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにする必要があることから、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処置能力などを高める。

特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行って何をするかなどの具体的な対応を出勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施する。

3 災害発生時の対応

(1) 学校災害対策本部の設置

地震等の災害が発生し、教育庁災害対策本部が設置された場合、学校では、校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。

教職員は、役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

(2) 情報収集、連絡活動

情報班は、生徒、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。

連絡班は、生徒、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び西部学校経営支援センター支所に報告する。

施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として西部学校経営支援センター支所に修繕の要請をする。

(3) 生徒等の避難誘導

生徒の避難誘導に当たっては、教職員は、生徒の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、最善の避難ルートを選択する。

校長は、大震災時における延焼火災等により学校から離れて避難しなければならないと判断した場合、学校から青梅市地域防災計画に基づいて指定された（広域）避難場所【永山公園】へ生徒を避難させる。

なお、（広域）避難場所から当該校又は当該校以外の避難所への移動については、（広域）避難場所にいる青梅市災害対策本部要員に確認する。

(4) 生徒の保護体制

学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には生徒を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、生徒を保護することを原則とする。

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則をあらかじめ保護者にあらかじめ周知する。また、電話やPTA一斉メール、学校ホームページのほか、災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやSNS等を使用した安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等にとどまることになった場合には、生徒を学校内で保護する。その場合には、生徒の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。生徒を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。

(5) 救護・搬出活動

大震災では大勢の負傷者が出ることが予想されるため、救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な生徒に対しては救護の補助を依頼する。

校庭・屋上等に避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品【出席簿・生徒カード】、搬出担当者【情報班】、搬出場所【職員室】に基づいて搬出活動を行う。なお、災害の状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

(6) 学校施設・設備の被害状況及び安全の確認と応急対策

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

巡視に当たっては、＜行方不明の生徒の捜索を行う連絡班＞と＜校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班＞とに分かれて行う。その際、校舎被害確認等の施設班は、二人以上で班編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。

学校施設・設備等の被害状況を把握後、本部長（校長）に報告する。

被害の状況により立入禁止等の処置が必要な場合は、直ちにテープなどで立ち入り禁止区域を定めて明記し、安全対策をとる。

並行して、西部学校経営支援センター支所に修繕の要請をする。

また、必要に応じて都教育委員会の締結する防災協定に基づき、協定業者に対して調査・応急措置等について、西部学校経営支援センター支所を通じて要請を行う。

緊急性があるにも関わらず、西部学校経営支援センター支所と連絡が取れない場合は、直接協定業者に本部より要請する。

(7) 登下校中の生徒の安全確認と誘導

登下校時に発災し地震が収まった場合、生徒は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。

また、本校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

なお、学校に帰ることが困難と判断した場合は、最寄りの学校、一時集合場所、広域避難場所又は避難所に避難するとともに、電話・**ツイッター**等で学校に避難先を連絡する。

(8) 校外学習・宿泊行事中の生徒の安全確認と誘導

校外学習や宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、広域避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

4 事後（復旧）対策

(1) 安否情報、被害状況の収集・把握

【生徒カード等】の連絡先に電話等で、生徒、保護者の安否状況を把握する。

また、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を適時に活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。校長は、生徒の被災状況を把握し、西部学校経営支援センター支所に報告する。

(2) 学校施設の点検、整備及び復旧

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を西部学校経営支援センター支所に要請する。なお、応急危険度判定を実施するため、判定技術者等が駆け付けてきた場合に備え、都財務局から各校に配備されている「応急危険度判定資機材」をすぐ使用できるよう、図面とともに準備する。

また、必要に応じて都教育委員会の締結する防災協定に基づき、協定業者に対して調査・応急措置等について、西部学校経営支援センター支所を通じて要請を行う。

(3) 授業再開の準備

ア 校舎等の安全確認・整備

授業再開に当たっては必要な教室、スペースなどを安全確認、整備を行って確保する。

イ 生徒の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、生徒が安全に通学できる交通経路の確認を行う。

(4) 応急教育計画の作成

校長は、教育委員会と十分な連携の下に、学校施設・設備の被災状況、教職員及び生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等を想定した応急教育計画を作成しておくとともに、学校教育が正常に実施されるまでの間、状況に応じて見直しを行う。

校長は、応急教育計画を作成するに当たって、西部学校経営支援センター支所と連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

(応急教育計画作成に当たっての主な留意点)

- ・平常時と同様な教育活動が行えない場合も可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・登校する生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

(5) 被災生徒の学用品の給与等

生徒の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、西部学校経営支援センター支所に報告する。

5 避難所等開設支援

(1) 避難所の開設及び支援活動

避難所の設置主体は区市町村であるため、管理運営は青梅市が行う。学校は避難所の開設・運営に協力・支援する。なお、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合、校長をはじめ大部分の教職員や青梅市の職員は学校への到着が遅れ、校長不在の場合や少人数で避難所運営業務に従事しなければならない場合も想定される。このため、青梅市生活安全部防災課危機管理担当及び青梅消防署警防課地域防災担当、東京都あきる野水道局あきる野給水所営業担当との協力関係を図っておく。

(2) 避難所の運営

開設および運営にあたっては、別冊「都立青梅総合高等学校 避難所開設・都立一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーション運営マニュアル」に詳細を定める。概略は以下のとおりとする。

ア 教職員は、避難場所となる体育館、武道場、校舎等の安全確認を行う。

安全が確認されるまでは、避難者を校庭で待機させる。

イ 体育館・武道場・校舎等の安全点検、危険場所、校長室・経営企画室・職員室などの立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となる体育館への誘導を行う。

ウ 体育館内の区割りは、自治会長等が中心となっただき、自治会単位で行う。

エ 災害時要援護者等への配慮として、受付時に状況を把握する。窓口は、一時滞在施設におけるケアコミッショナーや外国語が堪能な教職員が原則としてあたる。必要に応じてB棟およびC棟1階の教室を避難場所として提供する。

(2) 情報の収集と提供

避難所となった場合、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、避難者名簿を作成・整理し、対応する。

ア 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の通信手段等より正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供する。また、青梅市災害対策本部と連携し、情報収集に努める。

イ 情報提供

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班の情報担当者は収集した情報をできるだけ早めに提供する。また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。

発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。

外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。

避難者の自治組織による運営がされるようになった場合には、打合せ会議等で青梅市災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。この場合、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に報告しやすいようレジュメを用意する。

(3) 生徒のボランティア活動

災害時、生徒の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、生徒が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。校長は、生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、ボランティア活動に生徒が進んで参加できるように努める。

(4) 一時滞在施設としての対応

一時滞在施設とは、首都圏で首都直下型地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設のことである。本校も一時滞在施設の候補施設となっており、指定を受けた場合、災害時に水や食糧等の支援物資を配布するほか、帰宅困難者については、最長で発災後、3日間の受入れを行う。詳細は、別冊「都立青梅総合高等学校 避難所開設・都立一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーション運営マニュアル」に定める。

(5) 災害時帰宅支援ステーションとしての対応

発災後 4 日目以降は、島しょを除く全都立学校が「災害時帰宅支援ステーション」に

指定されている。

対応にあたっては、徒歩による帰宅が可能となった場合、多くの徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水・トイレ・沿道情報を提供する。場所は、職員玄関周辺とする。詳細は、別冊「都立青梅総合高等学校 避難所開設・都立一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーション運営マニュアル」に定める。

また、発災時においては、避難住民等の受入れに当たり受入人数の限度を超えることも想定されるため、近隣の避難所等を把握し、関係機関との連携を十分に図り対応する。

6 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

(1) 教職員の参集態勢

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。

また、早朝・夜間・休日等の災害発生時は学校が無人となり、初動態勢に遅れが生じることになるため、初動態勢を迅速にとるための要員として、「学校危機管理担当者」及び「地域緊急連絡員」を指定・選出する。

① 「学校危機管理担当者」とは住宅地から勤務地までの距離が 5 km 以内の職員。

一次参集区分…住宅地から勤務地までの距離が 10 km 以内の職員。

二次参集区分…住宅地から勤務地までの距離が 20 km 以内の職員。

② 「地域緊急連絡員」とは防災教育推進委員会にて近隣住民（自治会）より、選出。

(2) 情報収集等

情報内容及び情報収集手段等は以下のとおりとする。なお、情報を収集するに当たっては、通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておく必要があるため、日常使用している電話回線やインターネット回線のほか、教育庁災害時等緊急連絡システムや PHS 回線「イエデンワ」、一時滞在施設においては MCA 無線等の活用を図る。

情 報 内 容	収 集 手 段	提 供 手 段
気象情報(気象庁注意報、警報) 災害情報(余震、津波、崖崩れ、火災等) 被災、被害状況(児童・生徒・教職員、学校施設、学校周辺、通学路、等) ライフライン、交通機関等の状況	・教育庁災害等緊急連絡システム ・災害対策本部からの情報、防災無線 ・報道機関(テレビ、ラジオ) ・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒からの情報 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報	・掲示板等への表示。 ・担当者からの文書報告 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。

(3) 生徒の安否情報の収集・把握

部活動等で出勤している教職員は、学校にいる生徒の安全確保を最優先する。生徒の安全確保後、生徒の安否を西部学校経営支援センター支所に報告する。

(4) 被害情報の収集・把握

学校にいる生徒の安全が確保された後、校舎等の被害状況を把握するとともに、安全確認を行う。

(5) 避難所等への支援活動

出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員は、避難所の開設及び管理運営に協力する。

Ⅱ 自然災害（風水害編）

1 学校における対応

風水害等への対応については、震災と同じ自然災害として、基本的には震災に準じて行い、生徒の安全管理に万全を期す。ただし、本校敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることを踏まえ、土砂災害への対応については、以下の事項を留意の上対応する。

ア 事前対応

土砂災害防止法による調査において、本校敷地の南側が土砂災害区域にかかっていることを教職員・児童・生徒・保護者へ周知する。警戒区域等は下図のとおりである。

イ 災害警戒時の対応

土砂災害の危険性が高まり、青梅市より警戒警報等の情報提供があった場合は、校長又は校長に指定された教職員により、敷地南側警戒区域（下図参照）への教職員・生徒等の立入を禁止し、必要に応じて帰宅指導や休校等の判断を行う。

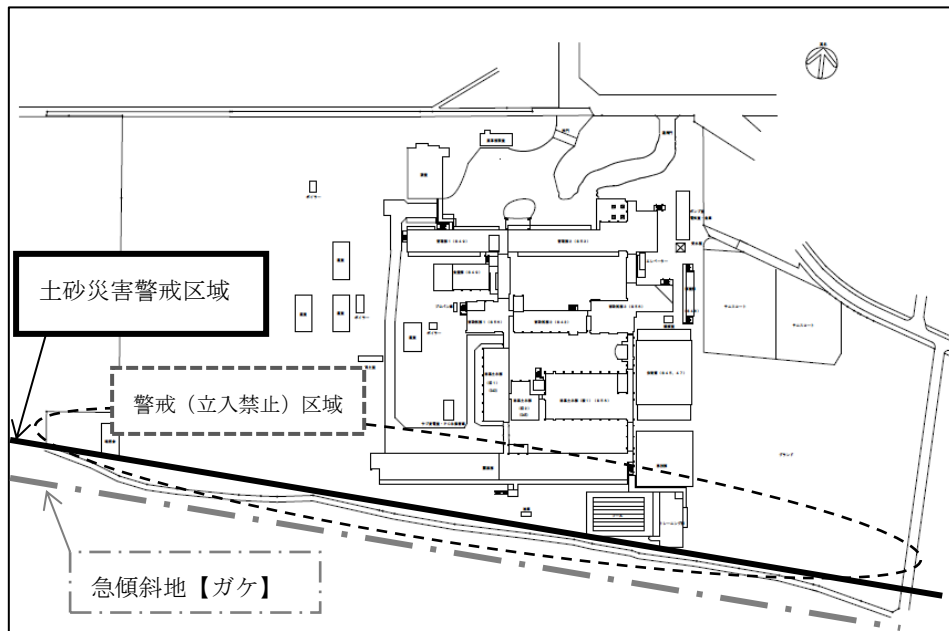


図 土砂災害警戒区域

Ⅲ 事件・事故

1 防犯編

都立青梅総合高等学校 防犯マニュアル

①不審者対応

- (1) 校内に来客プレートをしていない不審者を発見

↓ 危害を加える恐れがある、凶器を持っているなど

大声を出す！ 笛等音の出るものを鳴らす！

- (2) 現場近くにいる教職員→緊急放送

＊全日制 わたなべ副校長先生〇〇まで来てください。

＊定時制 えがわ副校長先生〇〇まできてください。

- (3) 校長、副校長→110番通報

- (4) 授業中の教員→放送を聞いたら、人員確認をして教室の鍵をかけ、バリケードを築く。

- (5) 複数の教職員→不審者の移動を警察が来るまでなるべく阻止する。(サスマタ、消火器等)
- ↓

警察による保護・逮捕

- (6) 校長、副校長→西部学校経営支援センター支所へ連絡

- (7) 教職員→負傷者の有無を確認し、状況により119番通報

- (8) 全ての安否確認終了後、緊急放送を流し、状況により体育館に避難、集合、安全確認をする。当日の授業継続、下校方法を決定し、全保護者に担任が連絡をする。(文書配布)

②日常の安全確保

- (1) 立ち番について

生徒の登下校時に教職員による立ち番を行い、生徒を確認する。

- (2) 来校者の氏名、訪問先、来校時刻、退校時刻を受付簿の記入と「名札」の着用を依頼する。

- (3) 巡回について

1～6限の各時限毎に、教職員による巡回し、安全確保に努める。(全日制)

1～4限の各時限毎に、教職員による巡回し、安全確保に努める。(定時制)

2 新興感染症編

(1) 基本方針

通常の季節性インフルエンザや感染性胃腸炎などの流行は、集団で活動する場である学校において感染拡大を起こしている。集団で活動する場である学校においては、感染が起こることはなかなか避けがたいが最小限に抑えることが大切である。

本校においては、日常的に手洗いの励行等を行い感染予防するとともに生徒の健康状態を注意深く観察し、発熱等が見られた場合は保護者に連絡の上、医師に受診させるなどの速やかな対応を行う。

(2) 地域で発生した場合

どの範囲まで学校を閉鎖するか、西部学校経営支援センター支所及び学校健康推進課と連絡を密に取り判断する。

(3) 新たな感染症の発生及びその疑いの生徒が発生した場合の初動対応

ア 病名が判明する前にすべきこと

①発熱や嘔吐があった場合にはマスクを着用させ、他の生徒と接触しないように空き教室で休ませる。体温計による体温測定を行う。また、当該生徒の症状を観察する。他の生徒の健康状態についても確認する。

②保護者に連絡を取って、当該生徒を引き取りに来てもらう。自分で帰ることができる状態ならば、保護者に連絡の上帰宅させる。また、病院で受診した結果を報告してもらう。

③吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片付けの際には、ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。

④吐物等の拭き取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗いする。

⑤吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約 200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので 250 倍に希釈）で浸すように拭き取る（塩素ガスの発生に注意）。吐物等を処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいを行う。

イ 新興感染症と判断した場合

直ちに、西部学校経営支援センター支所と学校健康推進課に連絡を行い、学校閉鎖を含めた対応に関して、助言・指導を受ける。

3 大規模な事故編

(1) 大規模な停電

災害時帰宅支援ステーションとして、停電時の投光用として設置されている非常用発電機を避難所用として活用する。

(2) エレベーター閉じ込め対策

ア 初期微動（P波）を感知すると本震（S波）が到着する前に最寄階に停止してドアを開き、乗客を降ろす装置が付いている。また、本震（S波）が小さい場合には通常運転に戻るが、震度4以上の揺れを感知した場合には、運転を休止する。

イ エレベーターが停電により階と階の間に停止した場合に、バッテリー電源により自動的にエレベーターのかごを最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する装置が付いている。

ウ 地震を感知して救出運転中に他の安全装置が作動し階と階との間に停止した場合でも、安全装置が復帰し一定の安全条件が満たされている場合には、かごを最寄階まで低速運転で着床させた後にドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する機能が付いている。

4 テロ、NBCR災害編

（1）テロが行われる（た）場合

ア 事前に犯行声明が行われた場合

本校以外に特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に本庁からの指示により対処する。

本校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「いつ」「どこで・どこに」「だれが」「何を・どのように」「どうなっているか・どうなるか」「相手の要求等」「その他」を聴き取り、校長に報告する。校長は直ちに警察に通報する。

- ・爆破等予告時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人を避難させる。
- ・爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や西部学校経営支援センター支所と協議し、適切に対応する。

イ 事前に犯行声明がなかった場合

- ①不審物には一切触れない。
- ②不審物を発見した職員は、校長に報告する。校長は、直ちに警察に通報する。
- ③警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- ④中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- ⑤核、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- ⑥汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- ⑦汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- ⑧警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

（2）NBCR災害等

ア NBCR災害とは

核（物質）（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）、放射性物質（Radiological）に起因する災害をいう。

イ 学校における対応

- ①NBCR災害時には、東京都危機管理対策会議が開かれ、東京都災害対策本部（以下、都本部）が設置される。
- ②協定により青梅市から避難所開設を求められた場合、教職員は協力する。
- ③生徒の避難に関しては、教育庁危機管理対策本部からの指示によること。

ウ 弾道ミサイル発射にかかわる対応

- ①Jアラートによる情報伝達がされた際には、「姿勢を低くし頭部を守ること」を行動の基本とする。
- ②屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れて、机の下に入り頭部を守ること。
屋外にいる場合は、近くの建物の中か地下に避難する。

附 則

この計画は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。